

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（六件）

件							名			
							(衆)		院議先	
月	提	出								
昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
国(第百十四回会)二、三八	国(第百十四回会)二、三六	国(第百十四回会)元、二、三六	国(第百十四回会)二、三〇	国(第百十四回会)二、三〇	国(第百十四回会)二、三〇	国(第百十四回会)二、三〇	国(第百十四回会)二、三〇	国(第百十四回会)二、三〇	国(第百十四回会)二、三〇	国(第百十四回会)二、三〇
二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七
承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五	承諾二、九五
承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一	不承諾三、一
九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六	承諾二、六六
承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七	承諾二、七七
	衆へ返付。衆、両院協議会請求せんがなかつた旨の通知。									備考
	衆より国会の承諾がなかつた旨の通知。									(衆)は提出時の先議院

決算その他（六件）

件名	提出月日	付委員会	参議院	備考
昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	昭和六十一年度（第百十二回国会）	元、八七	元、三三五	百十二回国会 大藏大臣報告
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	昭和六十一年度（第百十二回国会）	元、二九	元、九八	百十三回国会
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	昭和六十一年度（第百十二回国会）	二九	二九	百十四回国会
昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	昭和六十一年度（第百十四回国会）	二三〇	二三〇	百十五回国会
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	昭和六十一年度（第百十四回国会）	二七	二七	大蔵大臣報告
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	昭和六十一年度（第百十四回国会）	二七	二七	了
（第百十四回国会）	（第百十四回国会）	九六	九六	了
九六	九六	九六	九六	
継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	
九六	九六	九六	九六	
継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	
九六	九六	九六	九六	
継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	
九六	九六	九六	九六	
（百十四回国会）	（百十四回国会）	未了	未了	
未了	未了	大蔵大臣報告	大蔵大臣報告	

備考欄記載事項は本院についてのもの

昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（その2）（第百十四回国会提出）

昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（第百十四回国会提出）

昭和六十二年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額
総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百十四
回国会提出）

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（その1）（第百十四回国会提出）

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書（その1）（第百十四回国会提出）

昭和六十三年度特別会計予算總則第十三条に基づく経費増額
総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百十四回
国会提出）

委員長報告
ただいま議題となりました昭和六十二年度一般会計予備
費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外五件
につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果に
ついて御報告申し上げます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲
共同を代表して会田委員より、これら六件に反対、自由民
主党を代表して守住理事より、これら六件に賛成、日本共

これら六件は、憲法及び財政法の規定に基づき国会の事
後承諾を求めるため提出されたものでありまして、その内
容は、昭和六十三年一月から十二月までの間において使用
または増加の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費
関係経費であり、その主な費目は、河川等災害復旧事業等
に必要な経費、療養給付費等負担金等の不足を補うために
必要な経費、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利息
に必要な経費、昭和六十二年度地方譲与税譲与金に必要な
経費の増額、大韓民国ソウル市等において開催される第二
十四回オリンピック競技大会に関連して日本国内における
警備活動等に必要な経費、昭和六十三年度農業共済再保険
金の不足を補うために必要な経費、河川事業及び砂防事業
の調整に必要な経費の増額、並びに総理の外国訪問、主要
国首脳会議出席等に必要な経費などであります。
委員会におきましては、これら六件を一括して審査いた
しましたが、質疑の内容につきましては会議録によつて御
承知願いたいと存じます。

産党を代表して諫山委員より、昭和六十一年度特別会計予備

費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）並びに昭和六十二年度特

別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）、以上三件については賛成、

他の三件については反対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係六件につきましては、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書（第一百十二回国会提出）

昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書（第一百二回国会提出）

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書（第一百十二回国会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十一年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和六十一年度決算は、昭和六十二年十二月二十八日国会に提出され、翌六十三年五月十八日当委員会に付託となり、また国有財産関係一件につきましては、昭和六十三年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会では、昭和六十一年度決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行いました。

第十五回通常選挙を挟み、委員会を開くこと十回、昭和六十一年度以降の税収見積りの誤りと年度区分復元の必要性、政・官界の中枢に発生したいわゆるリクルート事件と政府の政治姿勢、天安門事件以来中止されている对中国経済協力の新規案件の再開時期及び東欧への政府経済援助の

あり方、公庫決算において貸倒引当金が損益調整に利用されていることの是非、最近発覚した証券会社の損失保証・

不正経理事件の再発防止策と証券検査体制の充実強化策、産業廃棄物不法投棄の防止策、地方都市における下水道整

備のあり方など、行財政全般にわたる熱心な論議が行われ、平成元年十二月十三日に質疑を終了いたしましたが、その

詳細は会議録によつて御承知願います。

従来、決算の議決は、第一に本件決算の是認、第二に内閣に対する警告からなつておりますが、今回は理事会において内閣に対する警告案について意見の一致を見るに至らず、本件決算を是認するか否かの議決のみを行うことになりました。

また、国有財産関係二件につきましても、従来、異議の有無について議決しておりますが、今回からは是認するか否かの議決に改めることになりました。

討論におきましては、日本社会党・護憲共同を代表して及川理事、公明党・国民会議を代表して刈田理事、日本共産党を代表して諫山委員から、それぞれ本件決算外二件は是認することに反対の意見が述べられ、また自由民主党を代表して鈴木理事から、本件決算外二件は是認することに

賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、本件決算外二件につきまして順次採決の結果、いずれも賛成少数をもつて是認しないことと議決されました。

なお、決算の議決方式等につきましては、今後引き続き当委員会の理事会で協議することになります。

以上、御報告申し上げます。